平成２７年（フ）第３６０号
愛知県一宮市猿海道１丁目15番10号　コーポエデン206号
債務者　黒田佐緒里
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２６３号
愛知県一宮市開明字畑添42番地４
債務者　加藤　晶久
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３３号
滋賀県長浜市千草町240番地18
債務者　黒田　幸洋
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第６２８号
京都府南丹市美山町小渕クゼ22番地、前住所京都市伏見区淀際目町35番地１　ライオンズマンション京都淀Ｂ棟407号
債務者　布施　秀樹
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１００５号
京都市伏見区京町１丁目260番地１
債務者　テイク・インこと　吉田　　隆
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１００６号
京都府木津川市梅美台７丁目２番地５ビューテラスＢ―101号
債務者　ＮＧＵＹＥＮ　ＤＯ　ＴＲＡＭ　ＡＮＨ
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２３号
京都市北区紫竹竹殿町10番地15　紫竹舘102号
債務者　竪山　裕一
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２４号
京都府木津川市山城町上狛艮町15番地
債務者　辰己洋品店こと　辰己　忠次
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２５号
京都市中京区壬生相合町25番地４　デイスターアベニュー415
債務者　増田　　猛
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４２６号
兵庫県姫路市青山南３丁目４番５―127号県住宅供給公社青山団地５号棟
債務者　福谷　　梢
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４３２号
兵庫県加古川市野口町長砂1348番地の９
債務者　橋本　　彰
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４４９号
兵庫県加古川市平岡町一色東１丁目１番地の２　サンブリッジⅢ―203号
債務者　中西　真弓
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１２５号
鳥取県米子市西福原４丁目５番16号　101号、前住所広島県安芸高田市吉田町吉田714番地７　パークヒルズ壱番館102号
債務者　岡田真由美（旧姓政岡）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第７２０号
広島県廿日市市佐方４丁目６番18―103号
債務者　**西**川真理子（旧姓立川）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２３号
香川県木田郡三木町大字鹿伏338番地５
債務者　白井　章江（旧姓安宅）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５７６号
福岡市南区横手１丁目12―１―402号、住民票上の住所福岡市南区塩原４丁目11番18号
債務者　清水　俊昭
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６０３号
福岡市東区城浜団地73番402号
債務者　岡田　裕子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部